

【対象となる世帯等について】

(1) 基準日（令和6年7月1日）現在の保護者等の収入の状況が、次のいずれかに該当する場合に申請することができます。該当するいずれかの口に✓点を記入してください。

- 生活保護世帯（または道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯）で、生業扶助（高等学校等）
【添付書類】生業扶助 ※生業扶助 月を「可」とする。
→以下記載不要です。
- 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯であり、生活保護法の規定による生業扶助は受給していません。
私（申請者）は、下記の者を扶養しています。
【扶養している高校生等が2人以上いる場合の添付書類】
扶養誓約書（様式1-2）

該当するものにチェックを忘れず

(2) 扶養している高校生等（基準日現在、15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の兄弟姉妹）を記入してください。

（中学生以下を除く） 扶養している者	続柄	氏名	生年月日	基準日 現在年齢	学校名又は職業	課程 (○で囲む)	学年
	本人			平成 年 月 日生			全日・定時 通信・専攻
						全日・定時 通信・専攻	
						全日・定時 通信・専攻	
						全日・定時 通信・専攻	
			平成 年 月 日生			全日・定時 通信・専攻	

**「本人」欄に生徒のことを記載
以下、兄弟姉妹がいる場合は記入**

※ 「続柄」欄は、対象となる高校生等を基準としてください。
※ 【対象となる高校生等について】在学する高等学校等が「通信制課程」の場合は省略することができる。

(3) ①から⑤までの該当する項目の口に✓点を記入してください。
(次の者の課税証明書等を提出します。)

- ① 親権者（両親）2名分
- ② 親権者1名分 ※下記3つのうち、該当する項目の口に✓点を記入
 - 親権者のうち1人が無（つた者）
であり、控除対象配偶者
 - 離婚・死別等により親権者が1名の場合
 - 家庭の事情等によりやむを得ず、親権者のうち1人の課税証明書類を提出できない場合等
- ③ 未成年後見人（ ）名分
親権者がおらず、未成年後見人が選任されている場合
未成年後見人が複数選任されている場合は、その全員分
※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
- ④ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
- ⑤ 主たる生計維持者 1名分
・親権者又は未成年後見人が存在しない場合
・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
- ⑥ 生徒本人
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、
・成人に達している場合
・未成年であるが道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等

該当するものにチェックを忘れず

所得に関する書類を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名	氏名	生徒との続柄
	保護者のことを記載	

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

(4) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

- 所得確認の対象の生徒本人（(3)の⑤に該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合